

永平寺町パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



目次

- 1 はじめに
- 2 パートナーシップ宣誓できる方
- 3 パートナーシップ宣誓に必要なもの
- 4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ
- 5 受領証等の再交付や返還等の手続き
- 6 利用できる行政サービス
- 7 よくある質問

1 はじめに

永平寺町パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを、町長に宣誓し、町が受領証および受領証カードを交付するものです。

この制度により法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続等）が生じるものではありませんが、パートナーシップの宣誓をした二人が、自分らしくいきいきと生活されることを、永平寺町が応援するものです。

この取り組みは、第三次えいへいじ男女共同参画計画の取組「多様性を認め合う共生社会の推進」にもつながります。

2 パートナーシップ宣誓できる方

パートナーシップの宣誓をすることができるのは、お二人とも下記の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

宣誓者の双方が成年（満18歳以上）であること

(2) 永平寺町民であること、または転入予定であること

宣誓者の双方もしくは、いずれかが現に永平寺町内に住所を有している、または3ヶ月以内に永平寺町内へ転入を予定している方

(3) 配偶者がいないこと

配偶者とは、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

戸籍抄本等で確認します。外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添えて提出してください。

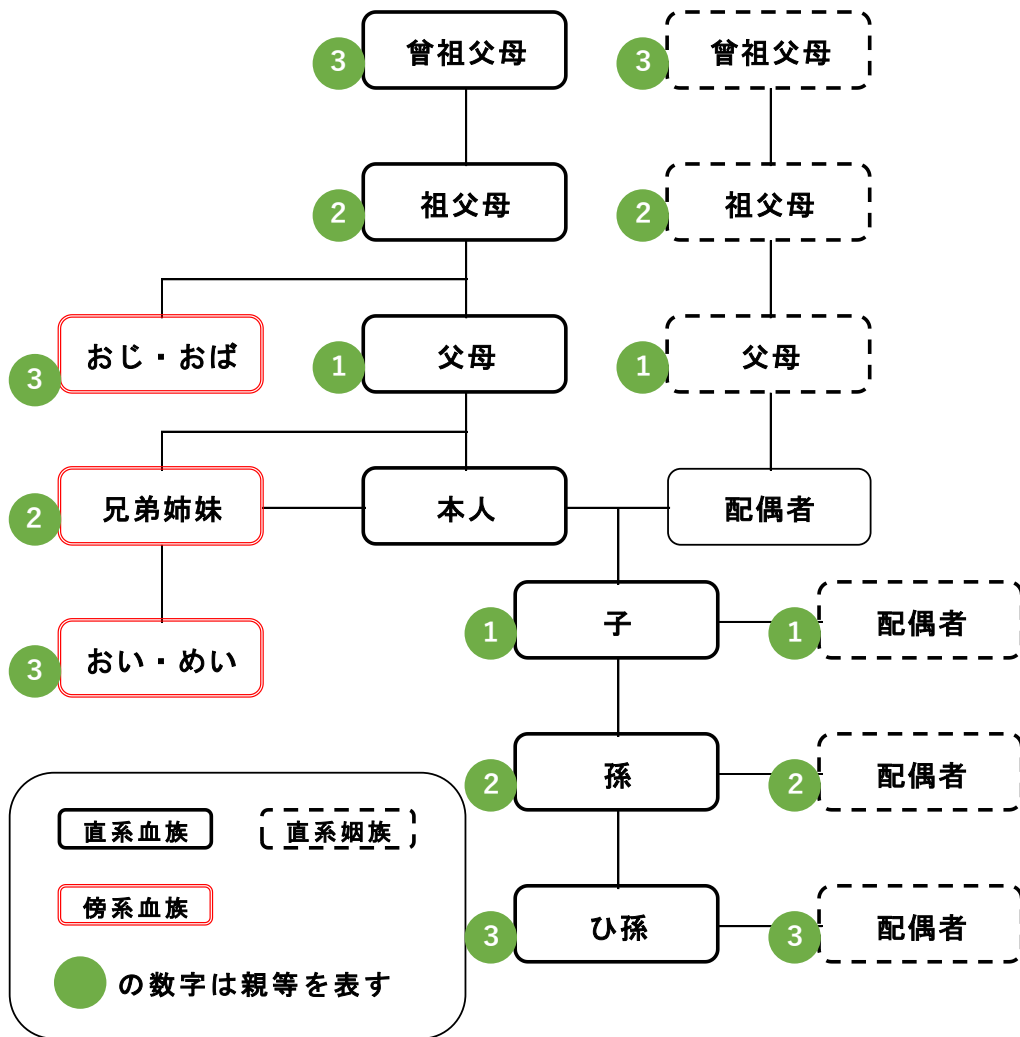
(4) 宣誓しようとする者以外とパートナーシップ関係がないこと

ともに宣誓しようとする者以外の方と、すでにパートナーシップ関係がある場合は宣誓できません。

(5) 宣誓しようとする方同士が近親者でないこと

民法734条の直系血族又は三親等内の傍系血族、民法735条の直系姻族の
 係にある方は宣誓することができません。(下図参照)

※ただし、宣誓しようとするお二人が養子縁組をしている場合またはしていた場合を除く。



直系血族とは・・・曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、ひ孫など直接的に親子関係でつながっている血族をいいます

傍系血族とは・・・叔父や叔母など同じ祖先から分かれた血族をいいます

直系姻族とは・・・配偶者の直系血族のうち自分の直系血族ではない者、および直系血族の配偶者をいいます

3 パートナーシップ宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓には、以下の書類提出が必要となります。

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

【窓口で手続きを希望される場合】

事前にご記入するか、宣誓日当日にご記入いただいてもかまいません。

【郵送で手続きを希望される場合】

他の必要書類と同封して、記入済のものを郵送でご提出ください。

※自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、ほかの方による代筆が可能です。

(2) 現住所を確認できる書類

宣誓日から3か月以内に発行された住民票の写し（原本）または住民票記載事項証明書（原本）のいずれかをお一人1通ずつ。

※本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

※宣誓するお二人が同一世帯である場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通のみで構いません。

【宣誓時にどちらも永平寺町内にお住まいでない方】

上記のほか、転入を予定していることが分かる書類の写しを提出してください。

（例） 転入前の自治体で発行された転出証明書、転居先の賃貸借契約書など

※ 転入後14日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から3ヶ月以内に提出がない場合は宣誓が無効となります。

(3) 独身を確認できる書類

宣誓日から3か月以内に発行された戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の原本をおひとり1通。

外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

(4) 本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、官公庁が発行した証明書等（次頁参照）の写し。

◇本人確認ができる書類の例

「氏名」「住所または生年月日」を確認できるものに限りです。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・旅券（パスポート）・運転免許証・住民基本台帳カード（顔写真付き）・国や地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）・在留カードまたは特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・顔写真のない住民基本台帳カード・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書・共済年金、または恩給の証書 <p>上記の書類と組み合わせて提示をすることで有効となるもの（下記の書類2点は不可） ※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの ※国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの（先に掲げる書類を除く）</p>

（注）有効期間又は有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内であること

（5）通称名の使用を証明する書類

※通称名の使用を希望する場合のみ

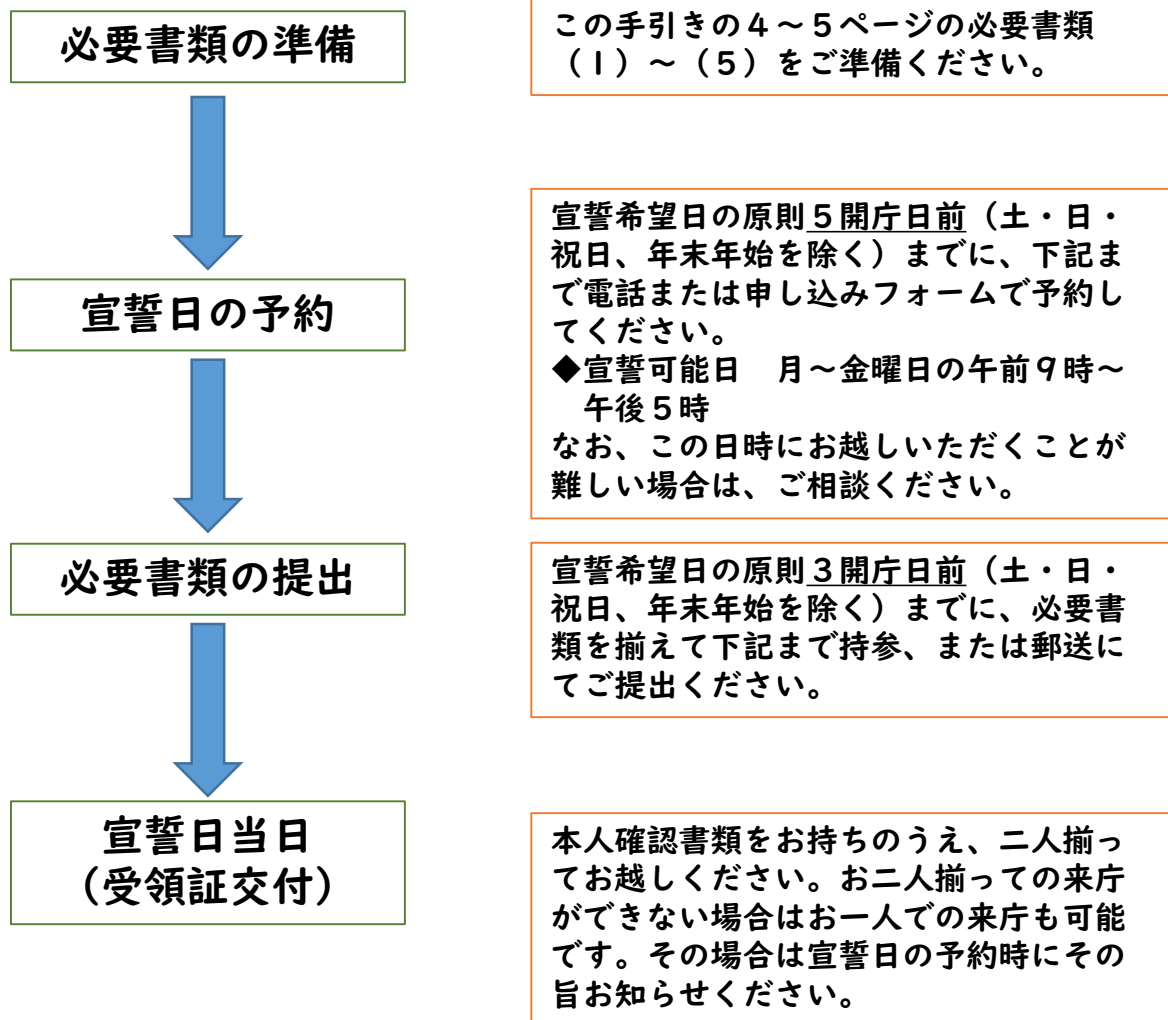
通称名での宣誓を希望される場合は、宣誓日から3か月以内に発行されたもの、または有効期限内のもので、その名前が社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる以下の書類の写し

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・健康保険証・通称名の記載のある住民票	<ul style="list-style-type: none">・社員証や学生証、卒業証書・公共料金の請求書・自宅あての郵便物（消印があり、住民票の住所と一致するもの）

※本制度における通称名とは、性別違和の方や外国籍の方が、日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のこと

4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

窓口にて宣誓する場合



【予約連絡および書類提出先】

永平寺町役場 総務課 (町庁舎2階)

住所：〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4

電話：0776-61-3941

Eメール：soumu@town.eiheiji.fukui.jp

郵送にて宣誓する場合

必要書類の準備

この手引きの4～5ページの必要書類
(1)～(5)をご準備ください。

必要書類の提出

宣誓日は永平寺町役場に必要書類到着した日となります。宣誓日の希望がある場合は配達日指定郵便をご利用ください。ただし、届出書類の内容等に不備・不足がある場合は、その限りではありません。

町からの
確認の連絡

お電話にて、宣誓された事実があるかどうかの確認をそれぞれに行わせていただきます。。

受領証等の交付

書類等の不備がなければ、本人限定受取郵便で受領証および受領証カードを住民票記載の住所に戸籍に記載されている氏名で送付します。

予約連絡 及び 書類提出先

永平寺町役場 総務課

住所：〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4

電話：0776-61-3941

Eメール：soumu@town.eiheiji.fukui.jp

5 受領証等の再交付や返還等の手続き

宣誓書受領証等の再交付などの手続きは下記のとおり、手続きが必要です。

(1) 受領証の再交付

受領証および受領証カードの紛失や毀損、著しい汚損などにより再交付を受けたいときは、下記の必要な書類を添えて、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を提出してください。

- ① 本人確認書類（4～5ページ3（4）参照）
- ② 既に発行している受領証および受領証カード（紛失以外の場合）

(2) 記載事項の変更について

宣誓書に記入した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。下記の書類をご持参のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（様式第6号）を提出してください。

- ① 本人確認書類（4～5ページ3（4）参照）
- ② 受領証および受領証カード（記載に変更がない場合は不要）

【住所を変更する場合】

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

【戸籍上の氏名を変更する場合】

戸籍抄本

【通称名を変更する場合】

通称名を確認できる書類

(3) 受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。下記の書類をご持参のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号）を提出してください。

- ・パートナーシップを解消したとき
- ・お二人ともが町内に住所を有しなかったとき
- ・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

- ① 本人確認書類（4～5ページ3（4）参照）
- ② 受領証（1枚）および受領証カード（2枚）

(4) 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、本人確認書類を添えてパートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第8号）を提出してください。

宣誓書記載内容等証明書が必要なときの例

(1) 宣誓をした事実の証明

民間のサービスを利用するとき等に、指定された期間以内に発行された証明書を求められた場合など。

(2) 宣誓を解消した事実の証明

宣誓後に契約した民間サービスを解約するときや過去にパートナー関係であった事実を証明する必要があるときなど。

※ 申請できる期間は、宣誓の効力を喪失した日から5年間以内です。5年を超えた場合は発行することができませんので、ご注意ください。

6 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いはなんですか？

結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利・義務が発生します。一方、永平寺町が行うパートナーシップ宣誓制度はお二人の関係性を対外的に証明するものであり、法的効力を有しません。

この制度は互いを人生のパートナーとすることをお二人から宣誓を受けて、受領証を交付し、自分らしくいきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。また、宣誓届出事項証明書の交付も無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類（住民票の写し、戸籍抄本等）の交付手数料等は自己負担となります。

Q3 宣誓できるのは同姓パートナーだけですか？

同姓のパートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティであれば宣誓することができます。

Q4 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか？

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

Q5 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、本国が発行している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票、本人確認できる書類（4～5ページ）の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q6 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

希望される場合には、別室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q7 夜間や休日に宣誓できますか？

宣誓ができる時間は、平日（年末年始を除く）午前9時～午後5時までとさせていただきます。

Q 8 宣誓すると戸籍や住民票の記載は変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q 9 受領証等（受領証、受領証カード）に有効期限はありますか？

有効期限はありません。ただし、8ページの返還事由に該当するときは、受領証等を返還する必要があります。

Q 10 町外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人ともが永平寺町に居住しなくなる場合は、宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号）を提出し、受領証等（受領証、受領カード）を返還してください。

Q 11 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件（2～3ページ）に合致しなくなりますので、宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号）を提出し、受領証等（受領証、受領カード）を返還してください。

Q 12 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

受領証等は、お二人の宣誓の事実を公的に証明するものであり、法的効力はありませんが、受領証を提示することで、各種行政サービスや民間企業のサービスが受けられるようになります。

7 必要書類のチェックリスト

提出書類	書類名	注意事項	チェック欄
宣誓書	・パートナーシップ宣誓書（様式第1号）		<input type="checkbox"/>
現住所を確認できる書類	・住民票の写し（原本）または住民票記載事項証明書	3ヶ月以内に発行されたもの 個人番号の記載のないもの	<input type="checkbox"/>
	・転入予定が分かる書類（転出証明書等）		
独身を確認できる書類	・戸籍全部（個人）事項証明書 ・外国籍の方は大使館等公的な機関が発行する「婚姻要件具備証明書」や「独身証明書」（日本語訳を添付）	3ヶ月以内に発行されたもの（有効期限のある場合はその期限内であること）	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	★一種類で足りるもの ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・国や地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付） ★二種類で足りるもの ・健康保険証、介護保険証 ・年金証書 ・年金手帳	有効期限がある場合はその期限内であること 提出は写しでよいが、宣誓日当日に原本を持参のこと	<input type="checkbox"/>
通称名を使用する証明書（必要な方のみ）	社会生活で日常的に使用していることがわかる書類 例）健康保険証、通称名の記載のある住民票、社員証や学生証、公共料金の請求書、自宅宛の郵便物等	有効期限がある場合はその期限内であること 写し可	<input type="checkbox"/>